

平成26年度版 個人市民税・県民税

○ 調整控除

平成19年度から税源移譲に伴う人的控除の差額を調整するため新たな控除が創設されました。

★人的控除の差額

項目	所得税	住民税	差
基礎控除	380,000	330,000	50,000
配偶者	380,000	330,000	50,000
配偶者(老)	480,000	380,000	100,000
扶(他)	380,000	330,000	50,000
扶(特)	630,000	450,000	180,000
扶(老)	480,000	380,000	100,000
扶(老)同	100,000	70,000	30,000
障害(一)	270,000	260,000	10,000
障害(特)	400,000	300,000	100,000
障害(特)同	350,000	230,000	120,000
カフ(一・夫)	270,000	260,000	10,000
カフ(特)	350,000	300,000	50,000
学生	270,000	260,000	10,000

①合計課税所得金額が0円以下の場合

調整控除はありません。

※以下の「合計課税所得金額」とは、課税総所得金額＋課税退職所得金額＋課税山林所得金額 です。

②合計課税所得金額が200万円以下の場合

次のいずれか小さい金額の5%

イ：人的控除額の差額の合計

ロ：個人住民税の合計課税所得金額

(計算方法)

例：合計課税所得100万円、配偶者扶養の場合

イ：人的控除の差額の合計＝基礎控除の差50,000円＋配偶者控除の差50,000円
＝100,000円

ロ：個人住民税の合計課税所得金額＝1,000,000円

「イ＝100,000円」と「ロ＝1,000,000円」を比較すると「イ」が小額となります。

「イ：100,000円」×5%＝5,000円

よって、「5,000円」が「調整控除」となり、内訳は次のとおりです。

市民税の調整控除＝5,000円×3/5＝3,000円

県民税の調整控除＝5,000円×2/5＝2,000円

③合計課税所得金額が200万円超の場合

〔上記②イ－（上記②ロ－200万円）〕×5% ※2,500円未満のときは2,500円とします。

（計算方法）

例：合計課税所得300万円、配偶者扶養の場合

イ：人的控除の差額の合計＝基礎控除の差50,000円＋配偶者控除の差50,000円
＝100,000円

〔100,000円－（3,000,000円－2,000,000円）〕×5%＝▲45,000円

算出された数値は「2,500円」未満なので、この場合の調整控除の計は2,500円になります。内訳は次のとおりです。

市民税の調整控除＝2,500円×3／5＝1,500円

県民税の調整控除＝2,500円×2／5＝1,000円